

# 法定税の法定任意税化・法定外税化の検討

## 論点

(平成23年度税制改正大綱：税収が僅少な法定税や法定任意税の取扱いを検討します。)

- ① 課税団体が少ない法定任意税をどう考えるか。
- ② 課税団体が少なく、税収が僅少な法定任意税をどう考えるか。
- ③ 税収が僅少な法定税をどう考えるか。

	普通税				目的税						
	道府県税		市町村税		道府県税		市町村税				
法定税	道府県民税	47	39.0%	市町村民税	1,750	43.1%	狩猟税	47	0.0%		
	事業税	47	17.4%	固定資産税	1,728	44.2%		入湯税	979	0.1%	
	地方消費税	47	18.8%	軽自動車税	1,750	0.9%		事業所税	76	1.6%	
	不動産取得税	47	2.7%	市町村たばこ税	1,750	3.9%					
	道府県たばこ税	47	1.8%	鉱産税	190	0.0%					
	ゴルフ場利用税	47	0.4%	特別土地保有税 (課税停止中)							
	自動車取得税	47	1.4%								
	軽油引取税	47	6.5%								
	自動車税	47	11.5%								
	鉱区税	47	0.0%								
法定任意税						水利地益税	0	-	都市計画税	656	6.2%
									水利地益税	5	0.0%
									共同施設税	0	-
									宅地開発税	0	-
									国民健康保険税	1,512	-
法定外税	道府県法定外普通税		市町村法定外普通税		法定外目的税 (H12創設)						

※ 計数は、平成22年4月1日現在における課税団体数と平成22年度決算における都道府県税収、市町村税収に占めるシェア。

## 検討の視点

- 論点に掲げたような税目について、法定任意税とする、又は法定しないこととし、課税するかどうかやどのような内容の税とするか等を地方団体に委ねた場合、どのような影響があるか。
- また、検討にあたっては、法定任意税と法定外税の関係をどのように考えるか。さらに、税収確保という面の他に現行制度における課税の目的等をどのように考えるか。

## 論点① 課税団体が不在法定任意税について

### <検討の視点>

- 水利地益税（道府県税）、共同施設税、宅地開発税について、課税団体が不在現状をどう考えるか。
- 仮に、これらを法定しないこととした場合、何かの影響が考えられるか。
- 法定しないこととした場合、その後、地方団体が同じような税目を起こして課税するには、法定外税の制度を活用することが考えられるが、そもそも、法定任意税と法定外税の関係をどう考えるか。

### <現状>

- 水利地益税（道府県税） 課税団体〇（平成22年4月1日現在）  
※昭和29年度以降、課税団体なし
- 共同施設税（市町村税） 課税団体〇（平成22年4月1日現在）  
※昭和47年度以降、課税団体なし
- 宅地開発税（市町村税） 課税団体〇（平成22年4月1日現在）  
※創設（昭和44年度）以来、課税団体なし

## 論点② 課税団体が少なく、税収が僅少な法定任意税について

### <検討の視点>

- 水利地益税（市町村税）について、課税団体が年々減少し、5団体となっている現状をどう考えるか。
- 課税団体が少数であること、税収が僅少であることを理由に、法定しないこととする制度改正を行うことは考えられるか。
- 仮に、法定しないこととした場合、法定外税の制度を活用することが考えられるが、そもそも、法定任意税と法定外税の関係をどう考えるか。
- また、法定しないこととした場合には、現に課税している地方団体の不利益とならないようにすべきではないか。

#### 【参考】

- ・法定外独立税が廃止され、法定外普通税が新設された際（昭和25年）に、地方財政委員会規則に定められた税目以外の法定外独立税は、地方財政委員会の許可を受けた法定外普通税とみなすこととされた。

### <現状>

- 水利地益税（市町村税） 課税団体5（平成22年4月1日現在）

#### <課税団体と収入額> 平成22年度決算額

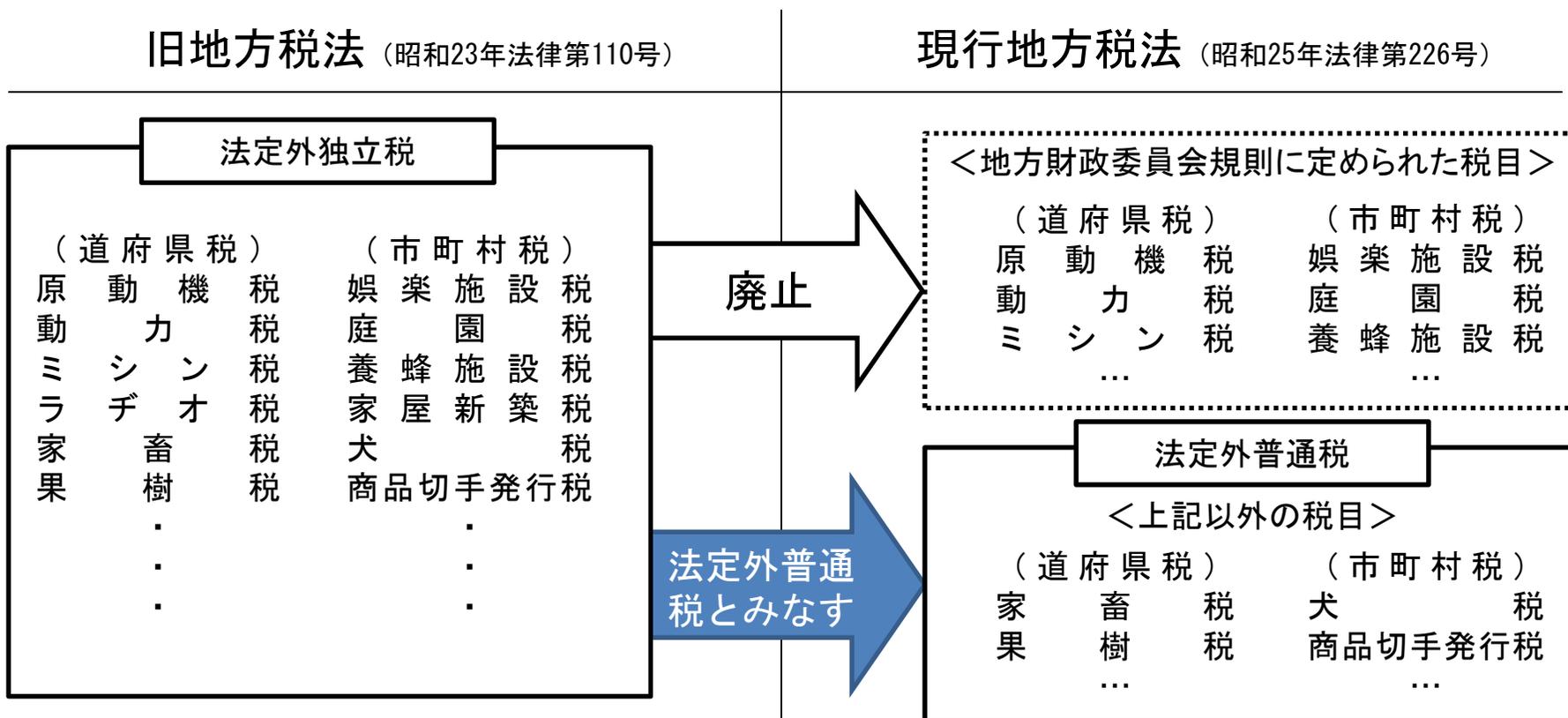
宮城県登米市（約66万円）、富山県朝日町（約456万円）、岐阜県羽島市（約2,573万円）  
高知県いの町（約36万円）、熊本県湯前町（約269万円）

(参考) 現行地方税法制定時の同法第701条について

(旧地方税法に基く市町村の法定外独立税に関する経過措置)

第七百一條 旧地方税法第百三條第三項の規定に基く市町村の独立税でこの法律施行の際現に存するものは、地方財政委員会規則で定める税目を除き、第六百六十九條の規定による地方財政委員会の許可を得て新設した市町村法定外普通税とみなす。

法定外独立税が廃止され、法定外普通税が新設された際に、地方財政委員会規則に定められた税目以外の法定外独立税は、地方財政委員会の許可を受けた法定外普通税とみなすこととされた。



※ 昭和25年に現行地方税法が制定され、有力な税源が地方に与えられたことにより、「地方当局が細かい法定外独立税を過度に、而して恐らくは不健全に使用」(シャープ使節団報告書)している状況の整理を図るため、122税目にわたる市町村法定外独立税が廃止された(市町村諸税逐条解説)。

## 論点③ 税収が僅少な法定税について

### <検討の視点>

○税収が僅少な法定税※について、その現状をどう考えるか。

※「税収が僅少」であるとする基準は特にはないが、今回は、都道府県税収、市町村税収に占める割合が0.0%未満の鉱区税、狩猟税、鉱産税を対象として、次ページ以降の資料を作成している。

○多くの地方団体が課税している法定税について、税収が僅少であることを理由に、法定任意税とする、又は法定しないこととする制度改正があり得るかどうか。

○税収確保という面の他に、現行制度における課税の目的等をどのように考えるか。

○また、法定しないこととした場合には、現に課税している地方団体の不利益とならないようにすべきではないか。

## ○個別税目の状況（鉱区税、狩猟税、鉱産税の意義等）

### 【鉱区税】課税団体47（全都道府県）（平成22年4月1日現在）

- ・ 地下の埋蔵鉱物を採掘するという特権を与えられていることに対する反射的な負担として課される一種の特権税。
- ・ 一定税率とされており、地下の埋蔵鉱物を採掘するという同じ特権を与えられている者に対しては、同一の負担となっている。
- ・ 一種の特権税であることに加え、鉱業権の設定が国の事務であることからすれば、現行どおり、法定税とし、全国一律で課する方向で考えられるか。

### 【狩猟税】課税団体47（全都道府県）（平成22年4月1日現在）

- ・ 狩猟者の登録を受ける者が狩猟者登録を受けることによって狩猟行為をなしうる地位を獲得すること及び狩猟者が狩猟行為を行うに当たって都道府県が行う狩猟行政のサービスを受けることに着目して課されるものであり、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てられる目的税。
- ・ 一定税率とされており、狩猟行為をなしうるという同じ地位を獲得する者に対しては、同一の負担となっている。
- ・ 鳥獣行政関係歳出予算に対する狩猟税の充当率は、最も高い都道府県で76.7%（和歌山県、平成21年度）、平均でも36.6%となっており、都道府県が行う鳥獣の保護及び狩猟に関する行政にとって、貴重な財源となっている。

- ・ 本年3月に成立した鳥獣被害防止特別措置法の一部改正により、「都道府県は、（鳥獣被害防止施策に）必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮するものとする」とされ、鳥獣被害防止施策に狩猟税の収入を活用することについて、社会的要請が高まっている。
- ・ 狩猟者登録の際に徴収されており、徴収率が高い（徴収率100%：平成22年度決算）。
- ・ 地位を獲得することに着目して課される税であることに加え、狩猟税の収入を活用することについて社会的要請が高まっていることから、現行どおり、法定税とし、全国一律で課する方向で考えられるか。

#### 【鉱産税】 課税団体190団体（平成22年4月1日現在）

- ・ 鉱物の掘採、運搬等に伴って、農地の陥没、道路橋りょうの損傷等鉱山が所在するために余儀なくされる鉱山所在市町村の特別な財政需要に充てるため、特に鉱業のうち掘採部門に対しては道府県税である事業税を課税せず、市町村において鉱産税を課するものとしている。
- ・ 鉱産税は、すべての市町村について普遍的なものではないが、鉱山所在市町村にとっては極めて重要な意義を持つ税である。  
※ 税込総額に占める鉱産税の割合が最も大きいのは鹿児島県伊佐市で7.9%（平成22年度決算）
- ・ 事業税との関係、課税団体が多いこと、課税団体においては貴重な税源であることからすれば、現行どおり、法定税とする方向で考えられるか。

## <留意事項>

### ○法定税と法定任意税の基本的な性格

#### ・法定税（普通税）

その用途を特定することなく一般の経費を支弁する目的を持って課されるもの。よって、課税の取扱いを同一とすることに合理性はあるのではないか。

#### ・法定税（目的税）

課税団体において普遍的に存在する特定の行政需要に対応する事業の費用に充てることを課税の目的としている。よって、課税の取扱いを同一とすることに合理性はあるのではないか。

#### ・法定任意税

課税団体が任意に行う特定の事業の費用に充てることを課税の目的としている。よって、課税の取扱いを任意とすることに合理性はあるのではないか。

※ 国民健康保険税は、任意の事業ではないが本来その費用は保険料を充てるべきものであり他の税目と異なる。

（参考）市町村諸税逐条解説（市町村税務研究会編）

目的税は、原則としてその収入をもって整備すべき施設と課税客体との間に何らかの受益関係があることが前提とされているので、目的税の設定が課税団体の任意に委ねられているものが多いのに反し、（中略）入湯税については、必ず課すべきものとされている点に特異性がある。

## (参考) 目的税の概要

### ○ 法定税

税目	創設年度	目的	課税団体 (H22)	税率	税収額 (H22決算)
狩猟税	H16	鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため	47団体	一定税率	19億円
入湯税	S25	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため	979団体	150円を標準とする	223億円
事業所税	S50	都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため	76団体	一定税率	3,295億円

### ○ 法定任意税

税目	創設年度	目的	課税団体 (H22)	税率	税収額 (H22決算)
都市計画税	S31	都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため	656団体	制限税率 (0.3%)	12,555億円
水利地益税	S25	水利に関する事業、都市計画法に基いて行う事業、林道に関する事業その他土地又は山林の利益となるべき事業の実施に要する費用に充てるため	5団体	任意	0.3億円
共同施設税	S25	共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設その他これらに類する施設に要する費用に充てるため	0	任意	—
宅地開発税	S44	宅地開発に伴い必要となる道路、水路その他の公共施設の整備に要する費用に充てるため	0	任意	—
国民健康保険税	S26	国民健康保険等に要する費用に充てるため	1,512団体	※	15,963億円

※ 税率の定めがなく、課税すべき総額を所得や被保険者数等に応じて按分して課税額を算出。